

# 国民健康保険って

## どうなっているの？

平成19年度がスタートし、各税金の新年度課税も始まりました。

その中で、国民健康保険（国保）税が、どのような制度で、課税方法はどのようなになっているのか、もう一度確認してみてください。

国保制度は、病気やケガで医療機関にかかるときに、保険を使うことにより、お互いを助け合う制度です。会社の健康保険等に加入している人や、生活保護を受けている人以外のすべての人は、法律で加入することが義務付けられています。

国保に加入している人は、医療を受ける『権利』があると同時に、保険税を納める『義務』もあります。

### 保険税を納める人は？

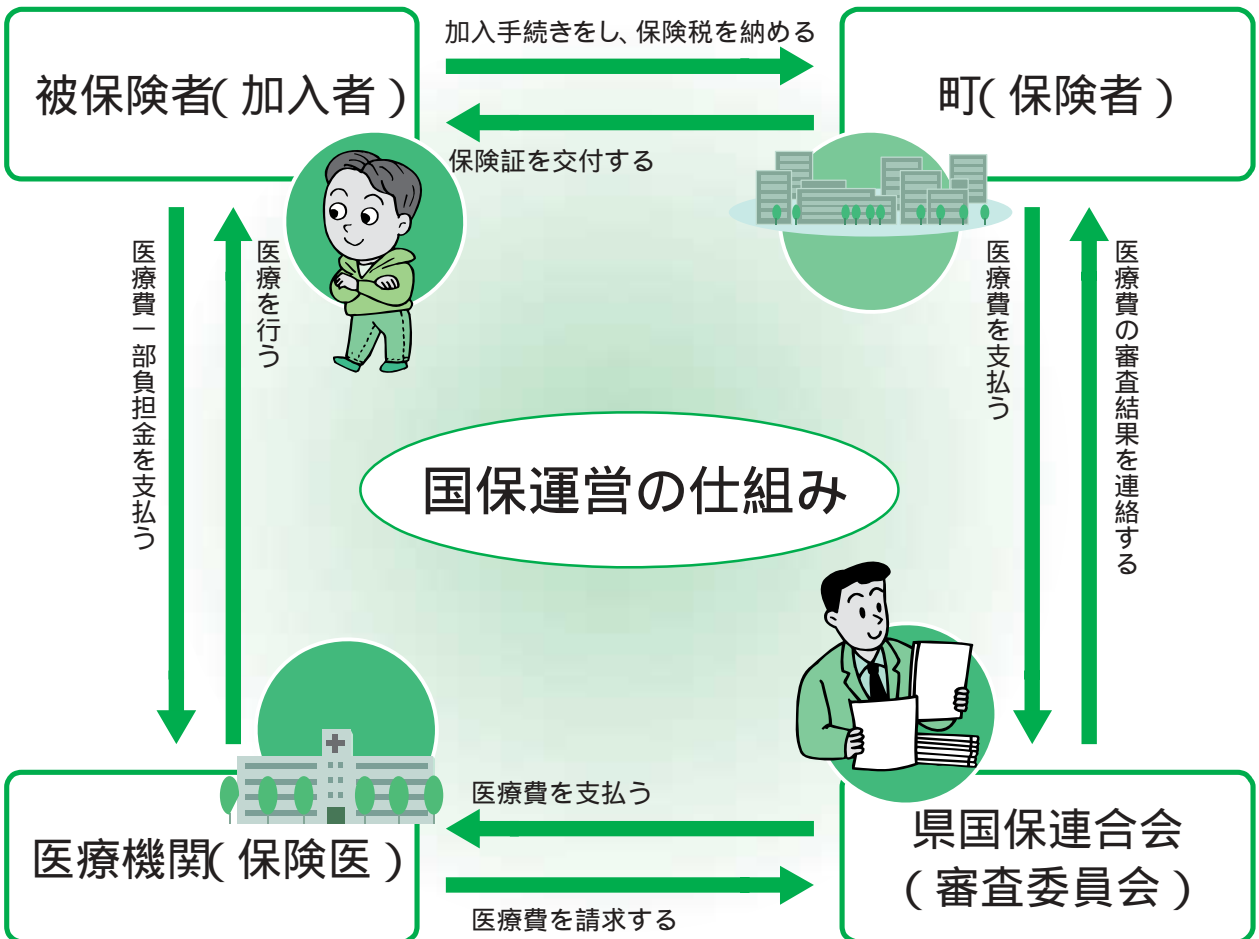
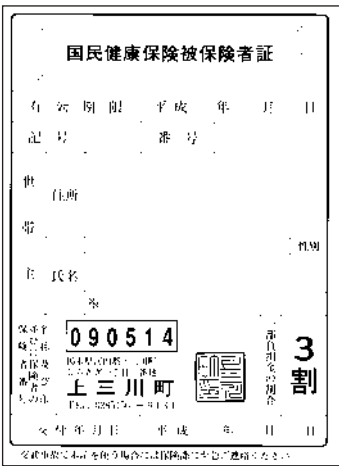
保険税は、世帯主に課税されます。世帯主が被用者保険等に加入している場合は、国保加入者でなくても、同じ世帯に国保に加入している人がいれば、世帯主が保険税を納めなければなりません。（保険税がかかるのは、加入者のみです）

### 資格はいつから発生するの？

会社などをやめて他の健康保険から離れた場合、その翌日から資格と保険税を納める義務が発生します。届け出が遅れますと、資格の発生した月までさかのぼって保険税を納めなければなりませんので、注意しましょう。

### 年度途中で加入脱退した場合は？

途中で加入した場合は、その月から月割りで保険税が計算されます。途中で脱退した場合は、その前月分まで月割りで計算され、納めすぎとなった場合は戻ります。



# 保険税はどのように計算されているの？

保険税は、所得等に応じて次のように計算されています。6月中旬に、今年度の納付書が届きますのですぐ確認してみてください。

## 医療給付費分（加入者全員にかかるもの）

所得割	被保険者1人の所得 (今年度は平成18年中の所得) - 33万円 を世帯の中で被保険者(国保加入者)全員分を合計した額	× 8.3%	= A	限度額 53万円
資産割	今年度の固定資産税(土地・家屋分のみ)	× 45%	= B	
均等割	被保険者の世帯人数	× 24,300円	= C	
平等割	1世帯につき定額	× 25,300円	= D	

$$A + B + C + D = \text{国民健康保険税年税額}$$

## 介護納付金分（40～64歳の人『介護保険の第2号被保険者』のみがかかるもの）

上記医療給付費分と介護納付金分の合計額を保険税として納めます。

所得割	被保険者1人の所得 (今年度は平成18年中の所得) - 33万円 を世帯の中で被保険者(国保加入者)全員分を合計した額	× 0.9%	= E	限度額 7万円
資産割	今年度の固定資産税(土地・家屋分のみ)	× 6.1%	= F	
均等割	被保険者の世帯人数	× 4,500円	= G	
平等割	1世帯につき定額	2,900円	= H	

医療給付費分	+	介護納付金分	= 国民健康保険税年税額
A + B + C + D		E + F + G + H	

医療費の他にも  
こんな給付があります

**出産育児一時金**  
国保に加入している人が、出産した時(妊娠85日以上の死産・流産を含む)に支給されます。

**葬祭費**  
国保に加入している人が死亡した時、葬儀を行った人に支給されます。

**移送費**  
移動が困難な患者が、医師の指示で入院・転院のために移送された時(国保が必要と認められた場合に限る)に支給されます。

**訪問看護療養費**  
医師の指示で在宅医療を受ける人が、訪問看護ステーションなどを利用した時も、保険証と一部負担金で診療を受けられます。

**高額医療費**  
同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払った時は、申請により超えた額が支給されます。

各給付を受けるためには、申請が必要になります。

保険税額・納入についての問い合わせ先 = 税務課 住民税係 ☎ 56 9 1 2 2  
給付についての問い合わせ先 = 保険課 国保年金係 ☎ 56 9 1 3 4